

# 岩見沢市障がい福祉計画

第3期(平成24年度～平成26年度)



平成24年3月

岩見沢市

## はじめに

平成18年度に障害者自立支援法が施行され5年が経過しました。障がいのある人の自立した生活を支援する制度体系は、5年の歳月の中で当事者や関係者からのさまざまなご意見によって、きめ細かなサービスの提供や環境づくりを実現するための調整が行われ、実状に合ったふさわしい制度となりつつあります。

岩見沢市では、平成18年度からこのような施策を円滑に運営できるように、適切なサービスを見込み、障がいのある人もない人も共に地域で生活ができることを目的とした障がい福祉計画を策定してまいりました。



そしてこの度、平成18年度に策定した第1期計画、それを見直し策定した第2期計画についての評価を行い、平成24年度から平成26年度までを計画期間とした第3期計画を策定いたしました。

この「岩見沢市障がい福祉計画（第3期計画）」では、第1期計画、第2期計画からの目標でもある「施設入所者の地域生活への移行」と「福祉施設から一般就労への移行」について引き続き推進していくとともに、希望するライフスタイルにおいて必要とされるサービスの提供体制や、暮らしの中で抱える悩みや不安を補う相談支援体制など、障がいのある人の地域での生活を支援していく体制の拡充を図っていきます。

『共生社会』の実現に向け、障がいのある人が自立し、明るく元気に社会で活動し、生きがいを持って暮らすことが出来る地域社会を、市民の皆さんと一緒に考え、作り上げていくことは岩見沢市の願いです。

岩見沢市が取り組む「人にやさしい温かい街づくり」の推進には、障がい者施策の充実が大きな課題であり、市民の皆さん一人ひとりのご理解とご協力をお願いする次第であります。

最後に、計画策定に向けてご審議いただいた岩見沢市障がい福祉計画策定委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆さまや関係各位に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

岩見沢市長 渡 辺 孝 一

# 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>計画の策定にあたって</b>	<b>1</b>
1	計画の趣旨	
2	法的根拠と他計画との関連	
3	計画の基本理念	
4	計画の期間	
5	計画の策定体制	
6	達成状況の検証と評価	
<b>第 2 章</b>	<b>障がい者福祉施策の概要</b>	<b>5</b>
1	障害者自立支援法の施行	
2	障害者自立支援法施行後の国の動向	
3	障がいのある人の現況	
4	障がいのある人の意向調査結果	
<b>第 3 章</b>	<b>第 2 期計画の進捗状況と課題</b>	<b>19</b>
1	第 2 期計画の概要	
2	目標値の達成状況と課題	
3	サービス見込量と実績	
<b>第 4 章</b>	<b>平成 26 年度の基本目標と見込量</b>	<b>26</b>
1	基本目標設定の考え方	
2	障害福祉サービスの見込量	
3	地域生活支援事業の見込量	
	<b>【資料編】</b>	<b>35</b>

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の趣旨

障がいのある人が地域の一員として、地域社会の中で共に暮らす社会を実現していくためには、障がいの有無にかかわらず、全ての人がかげがえのない個人として、互いに尊重し合うことが大切です。その中で、障がいのある人が、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことが今後の重要な課題となっています。そのためには、地域に合ったきめ細かな計画を策定し、障がいのある人のニーズに沿った障害福祉サービスの内容の充実と適切なサービス提供基盤の整備が求められています。

このような状況に対応するため、平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」（以下「法」という。）においては、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、障害福祉サービスの一元化や事業体系の抜本的な見直しと併せて、市町村及び都道府県に対し「障害福祉計画」の作成を義務付けました。

本市においても第1期（平成18年度～平成20年度）及び第2期（平成21年度～平成23年度）の障害福祉計画を策定し、障がいのある人の地域における自立した日常生活や社会生活に対する支援に取り組んでいるところですが、この度、新たに、計画期間を平成24年度から平成26年度とした「第3期障がい福祉計画」を策定することとなりました。

この計画は、法の施行及び「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）による法の改正を踏まえたうえで、国が示す「基本指針」に即し、北海道との連携のもと、平成26年度を目標年度とした今後3年間の障害福祉サービス等の見込量や数値目標等を明らかにするとともに、計画的な障害福祉サービスや相談支援等の円滑な実施の確保や提供体制の整備を図ることを目的に策定するものです。

なお、国が示した第3期障がい福祉計画の考え方において、「障害者総合支援法（仮称）」の平成25年4月からの施行を目指していることから、計画実施期間中に計画を見直すことになる可能性が示されています。

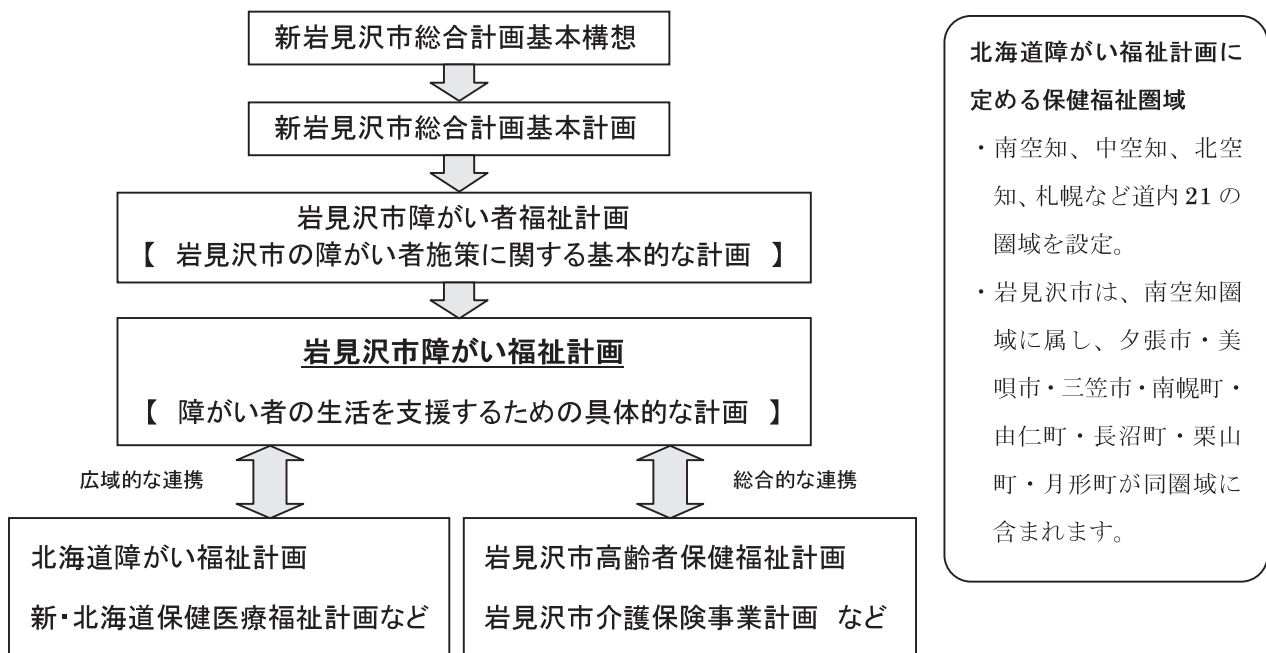
## 2 法的根拠と他計画との関連

この計画は、法第 87 条の基本指針に即して、法第 88 条の規定に基づき策定するものです。また、策定にあたっては、「新岩見沢市総合計画」の実現に向けた実施計画として、上位計画である「岩見沢市障がい者福祉計画」はもとより「岩見沢市介護保険事業計画」などとも総合的な連携を図ることとします。

### 岩見沢市障がい者福祉計画の基本理念

障がいのある人もない人も社会の一員として生活し、社会活動に参加するノーマライゼーションの理念を基本とし、障がいのある人が地域の中で自立し、生きがいを持ちながら、安心してその人らしい生活を送ることができる「**共生社会**」の実現を目指すものです。

### 【参考】他の計画との関係図



### 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号） 抜粋

（基本指針）

第 87 条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

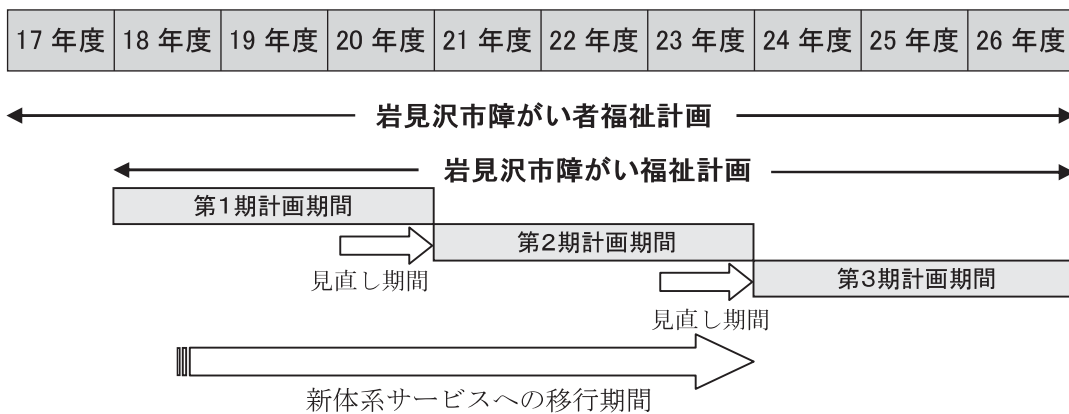
### 3 計画の基本理念

この計画は、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、「障がい者等の自己決定と自己選択の尊重」、「3障がいの制度の一元化」、「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備」に配慮しながら策定しました。

### 4 計画の期間

この計画は、3年ごとに策定することとされており、第3期計画として、平成24年度から平成26年度までの期間について定めることとします。

#### 【参考】計画の流れ

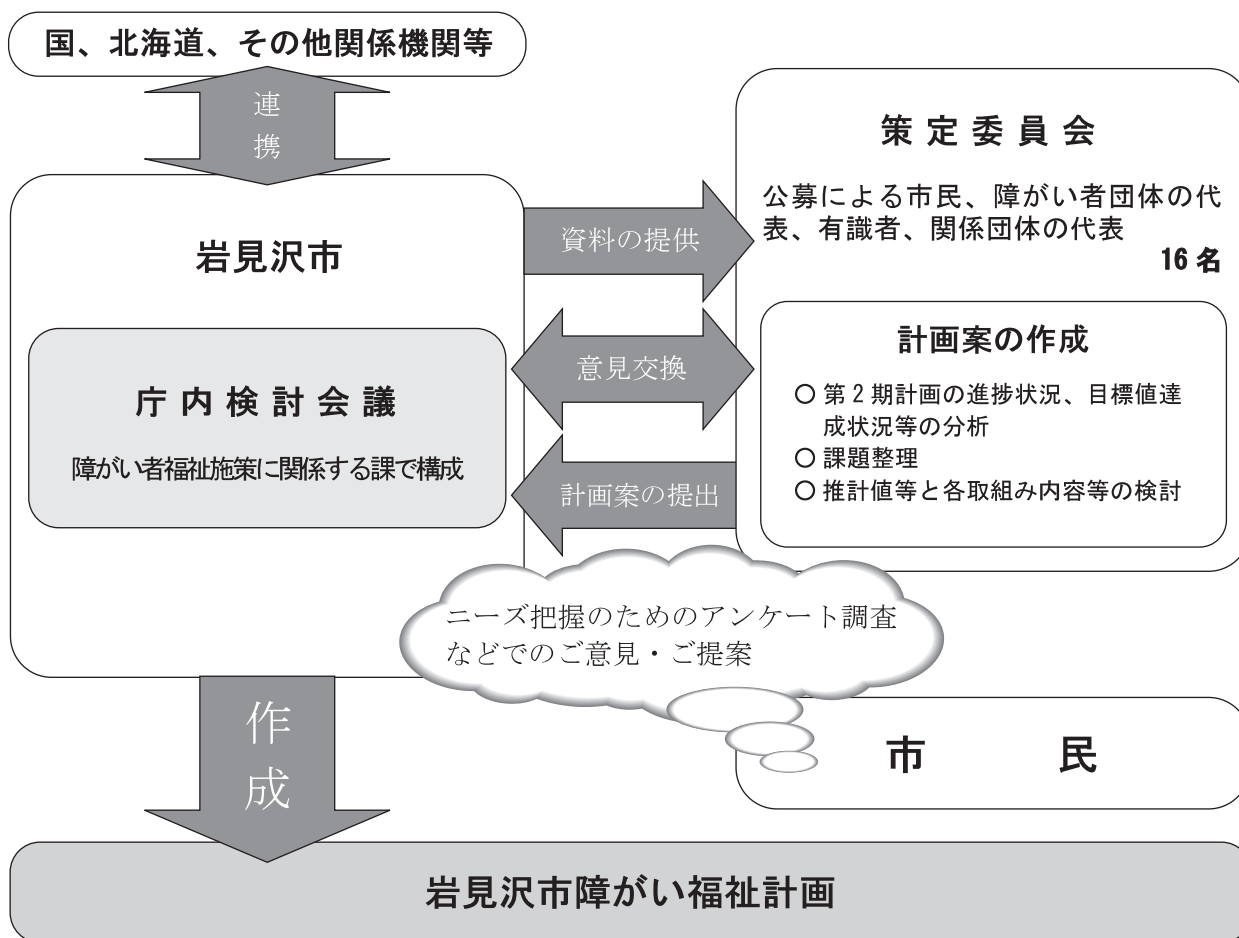


### 5 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、公募による市民、障がい者団体の代表、有識者、各種関係団体の代表より選出された16名の委員で構成する「岩見沢市障がい福祉計画策定委員会」を設置し、第2期計画の目標値の達成状況や進捗状況などの検証を行い、目標値の達成に向けて重点的に進めるべき取り組みなどについて審議を行いました。策定委員会は、平成23年11月から平成24年3月まで、計5回開催しました。

また、この計画の作成やサービスの実効性を高めるために、障がいのある人の意見やニーズを把握するためのアンケート調査を行い、幅広い意見の集約や実情把握に努めました。

## 【参考】計画策定体制のイメージ



## 6 達成状況の検証と評価

この計画で定める事項の達成状況について、計画終了時までには検証及び評価を行い、次期計画に反映させることとします。

検証と評価にあたっては、北海道をはじめ、各施策の関連機関や団体などと随時情報交換を行うとともに、必要に応じ、「岩見沢市障がい者福祉施策推進懇話会」などで協議を行うこととします。

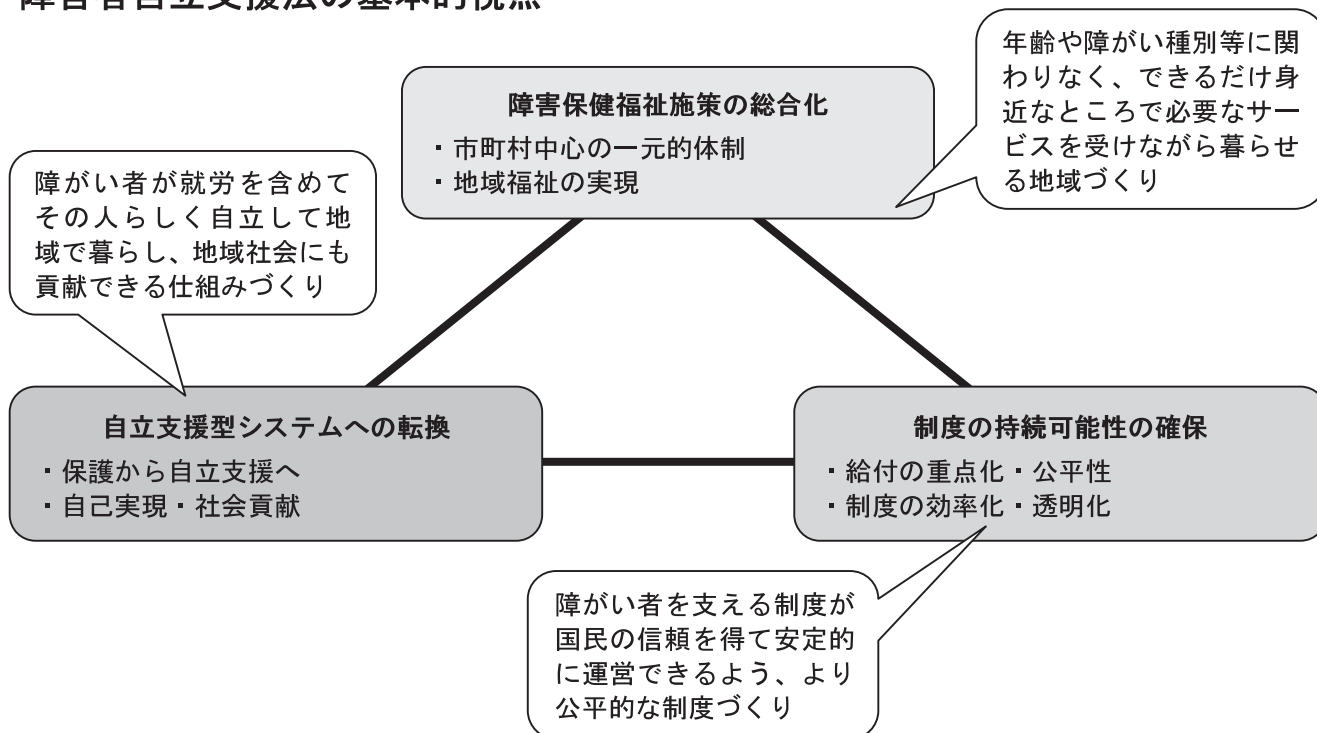
## 第2章 障がい者福祉施策の概要

### 1 障害者自立支援法の施行

平成17年10月、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、障害者自立支援法が成立し、平成18年4月から一部施行、同10月から本格施行されました。

これは、「障害者基本法」を上位法に、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、さらには「児童福祉法」（一部）という4つの個別法のうち、サービス給付に関する部分を一元化し、障害保健福祉施策の総合化や自立支援型システムへの転換、制度の持続性の確保を目指すものです。

#### 障害者自立支援法の基本的視点



(資料：厚生労働省資料)



## 障がい者支援の法体系

<b>障害者基本法</b> (障がい者の自立と社会参加を支援する基本理念や基本的事項を規定)			
<b>障害者自立支援法</b> (3障害共通のサービス給付に関する事項を規定)			
身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	精神保健福祉法	児童福祉法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者の定義</li> <li>・福祉の措置等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉の措置等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の定義</li> <li>・措置入院等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の定義</li> <li>・福祉の措置等</li> </ul>

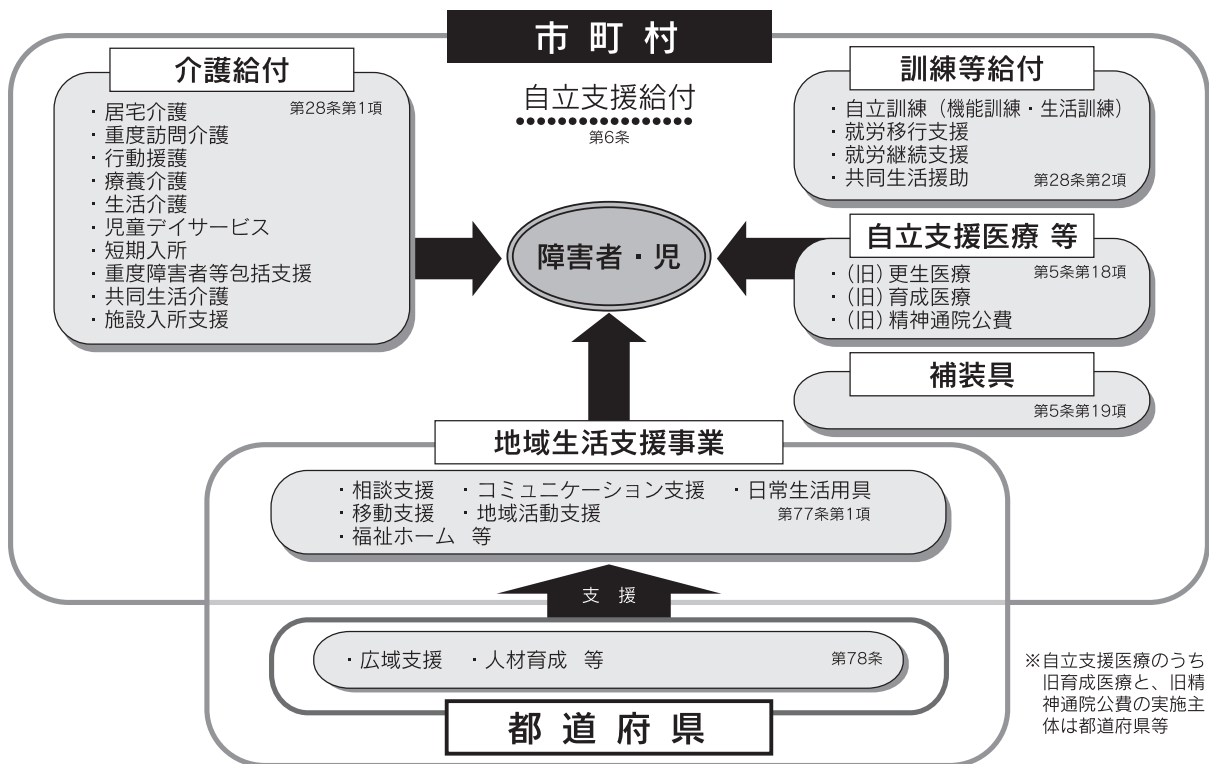
障害者自立支援法では、それまでの障害者福祉サービスに関する制度（支援費制度等）の課題を踏まえ、「①国の負担を明確化するとともに、利用者も応分の費用を負担」し、「②市町村を主体に、身体障がい、知的障がい、精神障がいで共通した客観的なルール、プロセスでサービスを提供」し、「③就労支援を強化し、在宅移行を一層進める」ことを目指しました。

## 障害者自立支援法による改革

旧制度の問題点	障害者自立支援法による改革
(1) 障害施策の一元化を図る必要性 ・3障害のばらばらの制度体系 ・精神障がい者は支援費制度の対象外 ・実施主体は都道府県、市町村に二分化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3障害の制度格差を解消し、精神障がい者を対象に</li> <li>・市町村に実施体制を一元化し、都道府県はこれをバックアップ</li> </ul>
(2) 利用者本位のサービス体系に再編する必要性 ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系である ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態がかけ離れている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・33種類の施設体系を6つの事業(生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、施設入所支援)に再区分</li> <li>・日中活動の場と生活の場を分離し、地域と交わる暮らしの拡大</li> <li>・NPOなどの多様な社会資源を活用する</li> </ul>
(3) 就労支援の抜本的強化を図る必要性 ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所し、自立生活への移行につなげていない状況にある ・就労を理由とする施設退所者は1%と極めて少ない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな就労支援事業所(就労移行支援・就労継続支援)を創設</li> <li>・雇用施策との連携を強化</li> </ul>
(4) 支給決定のルール、プロセスを透明化、明確化する必要性 ・支援の必要性を判定する客観的基準がない ・支給決定プロセスが不明確である	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を創設</li> <li>・市町村審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化</li> </ul>
(5) 安定的な財源の確保を図る必要性 ・今後も新規利用者は急増する見込みである ・国の費用負担の仕組みが毎年の予算折衝の影響を受け、不確実である	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が費用の1/2を義務的に負担することで負担責任を明確化</li> <li>・利用者も応分の費用を負担し、みんなで支える仕組みに</li> </ul>

障害者自立支援法に基づくサービスは、国・都道府県・市町村が義務的に費用を負担する「自立支援給付」（介護給付、訓練等給付、補装具費の支給、自立支援医療、指定相談支援）と、市町村事業に対して、国・都道府県が毎年の予算の範囲内で裁量的に財政補助を行う「地域生活支援事業」に区分されています。

また、療護施設、更生施設、授産施設など、通所・入所の旧法に基づく施設サービスは、平成23年度末までに新制度のサービスを行う体制に移行することが義務付けられ、体制が整った施設から随時移行するという「新法施設移行への猶予期間」が設けられました。



### 障害者基本法（昭和45年法律第84号） 抜粋

（目的）

**第1条** この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的とする。

（基本的理念）

**第3条** すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

**2** すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。

**3** 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

### 障害者自立支援法（平成17年法律第123号） 抜粋

（目的）

**第1条** この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【参考】障害者自立支援法によるサービスの概要

自立支援給付	訪問系サービス	介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 (区分1以上)
			重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを行います。 (区分4以上+一定要件)
			同行援護 (平成23年10月から)	視覚障がいのため、移動が著しく困難な人に、移動の援護、排せつ、食事の介護など、外出時に必要な支援を行います。
			行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。 (区分3以上+一定要件)
			重度障害者等包括支援	介護の必要性がとくに高い人に、居宅介護などの複数のサービスを組み合わせ合わせた包括的な支援を行います。 (区分6+一定要件)
日中活動系サービス	介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、施設において入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動の機会などを提供します。 (区分3以上(50歳以上は区分2以上))	
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。 (区分5以上+一定要件)	
		児童デイサービス (平成24年4月から 児童福祉法に移行)	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。	
		短期入所 (ショートステイ)	普段、自宅で介護している人が病気の場合などに、短期間、施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 (区分1以上)	
	訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
		就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援 (A型、B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。		
居住系サービス	介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 (区分4以上(50歳以上は区分3以上))	
		共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 (区分2以上)	
	訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	
		自立支援医療(更生医療)	身体に障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がいの軽減などを目的とした医療費の一部を助成します。	
		自立支援医療(精神通院医療)	精神医療の適切な普及を図ることを目的に、通院において提供される精神障がいに対する医療費の一部を助成します。	
		補装具	身体の障がいを補うために必要な、義肢・装具、車いすなどの補装具に係る費用の一部を助成します。	
地域生活支援事業		相談支援	障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助などを行います。	
		コミュニケーション支援	聴覚などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通の支援を行います。	
		日常生活用具	障がいのある人に対し、日常生活を容易にするための用具の給付を行います。	
		移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人を対象に、介護給付などによる外出の支援が受けられない、余暇活動などの外出の支援を行います。	
		地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進など、場を提供します。	
		日中一時支援事業	障害のある方の日中における活動を確保し、障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。	
		その他の事業	地域の実情に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。	

## 2 障害者自立支援法施行後の国の動向

障害者自立支援法は、施行後においても、障害福祉サービスの利用の利便性を考慮した施策を講じてきました。平成19年度から「障害者自立支援法円滑施行特別対策」が、平成20年度から「障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置」が実施され、低所得世帯の月額負担上限額の軽減（特別対策・緊急措置）や個人単位を基本とした所得段階区分の設定（緊急措置）などの改善措置が行われてきました。

平成21年12月には、障がい者制度の集中的改革を行うため、「障がい者制度改革推進本部」が内閣に、「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が厚生労働省に設置され、平成18年に国連総会において採択された「障がい者の権利に関する条約」の批准を見据えながら、障がい者施策全般にわたる制度改革に向けた協議や、平成25年を目途に障害者自立支援法に代わる「障害者総合支援法（仮称）」の制定を目指すこととなりました。

また、平成22年12月には「整備法」が公布され、利用者負担の見直しや相談支援の更なる充実等が図られているところです。

### 障害者自立支援法等改正法の概要

新たな施策	内 容	施行日
障がい者の定義の見直し	・発達障がいが法の対象となることを明確化	平成22年 12月10日施行
地域における自立した生活のための支援の充実	・グループホーム・ケアホーム利用の際の家賃助成の創設 ・地域生活支援事業の移動支援のうち、重度の視覚障がい者へのサービスを同行援護として自立支援給付へ移行	平成23年 10月1日施行
利用者負担の見直し	・利用者負担について、応能負担を原則化 ・障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減	平成24年 4月1日施行
相談支援体制の充実	・「計画相談支援」の制度化、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化、自立支援協議会を法律上の位置付けの明確化、市町村での基幹相談支援センターの設置(任意事業)	平成24年 4月1日施行
障害児支援の強化	・障がい種別等で分かれている施設の一元化(障害児通所支援・障害児入所支援) ・通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行 ・障害児施設、児童デイサービスが廃止され、児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設	平成24年 4月1日施行

### 3 障がいのある人の現況

#### (1) 総人口の推移

岩見沢市の住民基本台帳人口は、近年、減少傾向が続いており、5年前と比較すると、4.1%減少しています。

#### 住民基本台帳人口の推移(各年度末現在)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人 口	93,570 人	92,799 人	91,915 人	91,191 人	90,553 人	89,770 人
対前年増減数	△69 人	△771 人	△884 人	△724 人	△638 人	△783 人
対前年増加率	△0.07%	△0.82%	△0.95%	△0.79%	△0.70%	△0.86%

平成29年度を目標年に策定された「新岩見沢市総合計画基本計画」では、平成12年と平成17年の国勢調査結果を基に、コーホートセンサス変化率法で将来人口を推計し、目標年次である平成29年の本市の総人口を83,800人と想定しています。平成22年の国勢調査の結果でも、総人口は減少しており、年齢構成をみても一段と高齢化が進んでいくことが見込まれています。

#### 年齢階層別人口推計(新岩見沢市総合計画基本計画)

	平成12年	平成17年	平成29年(推計)
総人口	96,302人	93,677人	83,800人
年少人口(15歳未満)	13,267人 (13.8%)	11,558人 (12.3%)	8,900人 (10.6%)
生産年齢人口(15~64歳)	63,236人 (65.7%)	59,582人 (63.6%)	47,700人 (56.9%)
老年人口(65歳以上)	19,793人 (20.6%)	22,537人 (24.1%)	27,200人 (32.5%)
世帯数	36,941世帯	37,322世帯	34,500世帯

※ 平成12年の総人口には6名の年齢不詳を含む。

## (2) 障害者手帳所持者数の推移

総人口が減少傾向で推移している中、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のすべての所持者数が増加傾向にあります。

### 障害者手帳所持者数

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
身体障害者手帳	4,836 人	4,959 人	4,997 人	5,001 人	5,065 人	5,069 人
療育手帳	638 人	666 人	690 人	719 人	757 人	780 人
精神障害者保健福祉手帳	288 人	281 人	288 人	282 人	292 人	328 人
計	5,762 人	5,906 人	5,975 人	6,002 人	6,114 人	6,177 人

## (3) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、平成 22 年度末現在で 5,069 人となっており、5 年前と比較して 233 人、4.8%増加しています。構成比をみると、各年度とも等級別では、1 級及び 4 級の方の占める割合が高く、部位別では肢体不自由の方の占める割合が最も高くなっています。

### 身体障害者手帳所持者数(各年度末現在)

#### 【等級別】

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
手帳所持者数	4,836 人	4,959 人	4,997 人	5,001 人	5,065 人	5,069 人
1 級	1,348 人 (27.9%)	1,381 人 (27.8%)	1,411 人 (28.2%)	1,414 人 (28.3%)	1,455 人 (28.7%)	1,446 人 (28.5%)
2 級	890 人 (18.4%)	901 人 (18.2%)	884 人 (17.7%)	870 人 (17.4%)	853 人 (16.9%)	850 人 (16.8%)
3 級	713 人 (14.7%)	732 人 (14.8%)	741 人 (14.8%)	737 人 (14.7%)	750 人 (14.8%)	751 人 (14.8%)
4 級	1,000 人 (20.7%)	1,062 人 (21.4%)	1,095 人 (21.9%)	1,135 人 (22.7%)	1,171 人 (23.1%)	1,206 人 (23.8%)
5 級	382 人 (7.9%)	391 人 (7.9%)	395 人 (7.9%)	376 人 (7.5%)	376 人 (7.4%)	372 人 (7.3%)
6 級	503 人 (10.4%)	492 人 (9.9%)	471 人 (9.4%)	469 人 (9.4%)	460 人 (9.1%)	444 人 (8.8%)

### 【障がい部位別】

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
手帳所持者数	4,836 人	4,959 人	4,997 人	5,001 人	5,065 人	5,069 人
視覚	328 人 (6.8%)	329 人 (6.6%)	322 人 (6.4%)	325 人 (6.5%)	325 人 (6.4%)	317 人 (6.2%)
聴覚・平衡機能	544 人 (11.2%)	553 人 (11.2%)	551 人 (11.0%)	539 人 (10.8%)	536 人 (10.6%)	518 人 (10.2%)
音声・言語	47 人 (1.0%)	45 人 (0.9%)	47 人 (0.9%)	45 人 (0.9%)	46 人 (0.9%)	46 人 (0.9%)
肢体	2,922 人 (60.4%)	3,024 人 (61.0%)	3,048 人 (61.0%)	3,041 人 (60.8%)	3,078 人 (60.8%)	3,080 人 (60.8%)
乳幼児期以前の 非進行性の脳病変	49 人 (1.0%)	50 人 (1.0%)	47 人 (0.9%)	47 人 (0.9%)	46 人 (0.9%)	44 人 (0.9%)
内部*	946 人 (19.6%)	958 人 (19.3%)	982 人 (19.7%)	1,004 人 (20.1%)	1,034 人 (20.4%)	1,066 人 (21.0%)

\* 平成 22 年 4 月から肝臓機能障がいが増加

### (4) 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は平成 22 年度末現在で 780 人となっており、5 年前と比較して 142 人、22.3%の増加となっています。

#### 療育手帳所持者数(各年度末現在)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
手帳所持者数	638 人	666 人	690 人	719 人	757 人	780 人
A(最重度・重度)	261 人 (40.9%)	268 人 (40.2%)	277 人 (40.1%)	286 人 (39.8%)	292 人 (38.6%)	305 人 (39.1%)
B(中度・軽度)	377 人 (59.1%)	398 人 (59.8%)	413 人 (59.9%)	433 人 (60.2%)	465 人 (61.4%)	475 人 (60.9%)

### (5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 22 年度末現在で 328 人となっており、5 年前と比較して 40 人、13.4%の増加となっています。

手帳の有無に関わらず、自立支援医療（精神通院医療）の利用者は、平成 22 年度末現在、1,218 人で、手帳所持者数を大きく上回っており、潜在的な精神障がい者数は、さらに多いと思われます。

#### 精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度末現在）

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
手帳所持者数	288 人	281 人	288 人	282 人	292 人	328 人
1 級	43 人 (14.9%)	38 人 (13.5%)	34 人 (11.8%)	34 人 (12.1%)	33 人 (11.3%)	42 人 (12.8%)
2 級	191 人 (66.3%)	172 人 (61.2%)	185 人 (64.2%)	180 人 (63.8%)	177 人 (60.6%)	192 人 (58.5%)
3 級	54 人 (18.8%)	71 人 (25.3%)	69 人 (24.0%)	68 人 (24.1%)	82 人 (28.1%)	94 人 (28.7%)



## (6) 障害者手帳所持者の年齢構成

手帳所持者数を年齢別で見ると、平成19年度末から平成22年度末までの3年間で、65歳以上の人が増加しています。

### 障がい別年齢構成別 障害者手帳所持者数

年齢階級	平成19年度末現在				平成22年度末現在			
	身体	知的	精神	合計	身体	知的	精神	合計
0～4	5人	8人	0人	13人	10人	9人	0人	19人
5～9	25人	32人	0人	57人	18人	37人	0人	55人
10～14	30人	58人	0人	88人	18人	48人	0人	66人
15～17	13人	42人	1人	56人	23人	56人	1人	80人
18歳未満計	73人 (1.5%)	140人 (20.3%)	1人 (0.3%)	214人 (3.6%)	69人 (1.4%)	150人 (19.2%)	1人 (0.3%)	220人 (3.6%)
18～19	15人	22人	0人	37人	9人	36人	0人	45人
20～24	28人	72人	3人	103人	37人	68人	4人	109人
25～29	44人	69人	7人	120人	31人	80人	9人	120人
30～34	74人	89人	28人	191人	62人	73人	24人	159人
35～39	72人	55人	36人	163人	70人	90人	44人	204人
40～44	93人	47人	44人	184人	76人	54人	44人	174人
45～49	151人	40人	33人	224人	135人	49人	38人	222人
50～54	209人	37人	36人	282人	204人	39人	44人	287人
55～59	384人	39人	40人	463人	290人	39人	43人	372人
60～64	417人	22人	22人	461人	459人	36人	39人	534人
18歳以上 65歳未満計	1,487人 (29.8%)	492人 (71.3%)	249人 (86.5%)	2,228人 (37.3%)	1,373人 (27.1%)	564人 (72.3%)	289人 (88.1%)	2,226人 (36.0%)
65～69	542人	27人	25人	594人	533人	22人	19人	574人
70～74	672人	17人	8人	697人	636人	18人	13人	667人
75～79	789人	12人	4人	805人	824人	17人	6人	847人
80～84	742人	2人	1人	745人	747人	9人	0人	756人
85～89	433人	0人	0人	433人	560人	0人	0人	560人
90～94	185人	0人	0人	185人	227人	0人	0人	227人
95～	74人	0人	0人	74人	100人	0人	0人	100人
65歳以上計	3,437人 (68.8%)	58人 (8.4%)	38人 (13.2%)	3,533人 (59.1%)	3,627人 (71.5%)	66人 (8.5%)	38人 (11.6%)	3,731人 (60.4%)
合計	4,997人	690人	288人	5,975人	5,069人	780人	328人	6,177人

## (7) 障害程度区分認定状況

障害者自立支援法では、介護給付のサービスを利用する際に、それぞれの利用者が、支援の必要性に応じたサービスを受けられるよう、「障害程度区分」が導入されました。

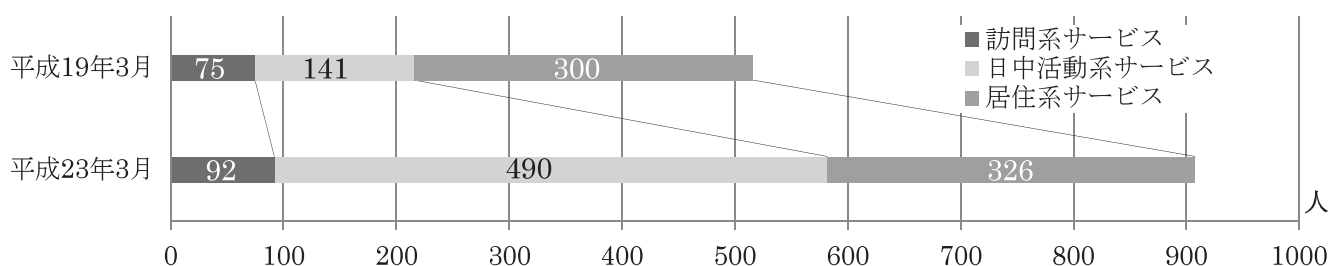
平成20年度以降、認定件数が多くなっていますが、これは、障害程度区分の有効期間が一般的に3年間とされていることから、障害程度区分の再認定による利用者が多く含まれているためです。

### 障害程度区分別認定件数

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	累計
区分6	19件 (8.3%)	35件 (25.2%)	54件 (12.6%)	83件 (15.1%)	85件 (14.5%)	276件 (14.3%)
区分5	12件 (5.2%)	32件 (23.0%)	52件 (12.2%)	66件 (12.0%)	72件 (12.3%)	234件 (12.1%)
区分4	27件 (11.8%)	24件 (17.3%)	79件 (18.5%)	94件 (17.1%)	92件 (15.7%)	316件 (16.4%)
区分3	65件 (28.4%)	25件 (18.0%)	97件 (22.7%)	123件 (22.4%)	127件 (21.7%)	437件 (22.7%)
区分2	83件 (36.2%)	18件 (12.9%)	104件 (24.4%)	131件 (23.9%)	145件 (24.8%)	481件 (24.9%)
区分1	23件 (10.0%)	5件 (3.6%)	41件 (9.6%)	52件 (9.5%)	64件 (11.0%)	185件 (9.6%)
非該当	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)
計	229件	139件	427件	549件	585件	1,929件

## (8) 障害福祉サービスの利用状況

平成23年3月における岩見沢市の障害福祉サービスの利用者数は、訪問系サービスが92人、日中活動系サービスが490人、居住系サービスが326人で、平成19年3月と比較すると、各区分とも増加しています。



## 4 障がいのある人の意向調査結果

### (1) 障がい者ニーズ実態調査の実施と分析

岩見沢市では、「岩見沢市障がい福祉計画（第3期）」を策定するに当たり、平成23年12月に、18歳から64歳までの障害福祉サービスを利用されている方500人に対してアンケート調査を実施し、311人（回答率62.2%）から回答を得ました。

#### 生活の場所について

希望する暮らし 現在の状況	ひとりで暮らしたい	家族と一緒に暮らしたい	仲間と共同生活 がしたい	入所施設で暮らしたい	今のままでよい	無回答	合計
ひとりで暮らしている		4人	2人	2人	16人	4人	28人
家族と一緒に暮らしている	12人		22人	8人	80人	10人	132人
グループホーム・ケアホームで暮らしている	11人	7人		2人	36人	5人	61人
施設に入所している	7人	17人	7人		35人	23人	89人
無回答	0人	0人	0人	0人		1人	1人
合計	30人	28人	31人	12人	167人	43人	311人

今後どのような暮らしを希望するか質問したところ、「今のままでよい」という回答が167人と、約半数を占めています。

この結果から、個々に利用されている現在のサービス見込量を確保する必要があるとともに、「仲間と共同生活がしたい」と回答した「家族と一緒に暮らしている方」22人や、「家族と一緒に暮らしたい」と回答した「施設に入所している方」17人など、地域での暮らしを望む回答もあることから、グループホーム・ケアホームや居宅介護の必要性も高いことがわかりました。

また、「入所施設で暮らしたい」と回答した在宅者12人の理由として、同居家族（介助者）の高齢化による介護不能についての不安が多く、一人暮らしでも安心して暮らすことが出来るサービスの確保が必要なのことがわかりました。

## 今後希望する暮らしにおいて必要なサービスについて(複数回答)

希望するサービス 希望する暮らし	掃除や洗濯、 食事の準備などを 手伝ってほしい	入浴や排せつの 援助をしてほしい	自立するための 訓練を行いたい	通院するときに 病院まで同行し てほしい	外出するとき (通院以外)、 目的地まで 同行してほしい	その他	無回答	合 計
ひとりで暮らしたい	11人	4人	20人	6人	3人	2人	1人	47人
家族と一緒に暮らしたい	10人	2人	6人	9人	5人	3人	3人	38人
仲間と共同生活がしたい	14人	1人	9人	9人	10人	1人	1人	45人
入所施設で暮らしたい	7人	2人	2人	10人	5人	0人	0人	26人
今のままでよい (すべて在宅生活者)	43人	22人	33人	43人	41人	15人	28人	225人
無回答	2人	0人	0人	0人	1人	1人	5人	9人
合 計	87人	31人	70人	77人	65人	22人	38人	390人

今後、希望する暮らしにおいてどのようなサービスを必要としているか質問したところ、87人の方が「掃除や洗濯、食事の準備などを手伝ってほしい」と回答しています。また、77人の方が「通院するときに病院まで同行してほしい」、65人の方が「外出するとき（通院以外）、目的地まで同行してほしい」と回答しており、移動に関する支援についても多くの方が望んでいることがわかりました。

また、70人の方から「自立するための訓練を行いたい」という回答を得ており、自立に関する助言や情報提供を、相談支援を通じて行っていく必要があると分析しました。

これらの結果から、家事援助や通院等介助、地域生活支援事業で展開している移動支援事業等のサービスを確保していく必要があることがうかがえます。

## 将来の就労希望について

将来の 就労希望 現在、日中 過ごしている場所	正社員・正職員 として働きたい	アルバイト、 パートとして 働きたい	自営業を 営みたい	その他	無回答	合 計
家で過ごしている	5人	4人	1人	11人	5人	26人
作業所などに通所して いる	44人	44人	1人	49人	26人	164人
会社で働いている	5人	0人	0人	0人	0人	5人
無回答	2人	0人	0人	0人	2人	4人
合 計	56人	48人	2人	60人	33人	199人

将来の就労希望については、「家で過ごしている方」、「作業所などに通所している方」、「会社で働いている方」合わせて 199 人（「無回答」含む）に希望する就労形態について質問したところ、56 人の方が「正社員・正職員として働きたい」、48 人の方が「アルバイト、パートとして働きたい」と回答しており、104 人の方が社会に出て働くことを希望していることがわかりました。

なお、「その他」と回答した方の意見として、障がいや疾病を理由に就労を希望していないとするものが多くありました。

この結果から、障がいのある方の一般就労を推進するためには、障がいがあっても一般就労への希望を持つ事が出来るような地域社会の創出や、関係機関の理解が重要であると考えられます。

## 第3章 第2期計画の進捗状況と課題

### 1 第2期計画の概要

「岩見沢市障がい福祉計画（第2期）」は、障害者自立支援法が施行された平成18年度から、目標年である平成23年度の間の後期計画として、第1期計画の進捗状況などを踏まえて策定しました。

「岩見沢市障がい者福祉計画」の理念を踏まえて、障がいのある人とない人がともに支えあい、安心して自分らしい生活を送ることができる地域づくりを目指して、目標値等を定めています。

### 2 目標値の達成状況と課題

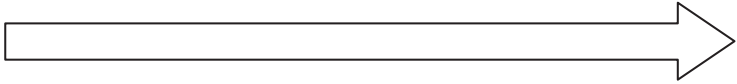


「岩見沢市障がい福祉計画（第2期）」では、第1期計画と同様に「障害者自立支援法」や「岩見沢市障がい者福祉計画」の理念でもある「共生社会」の実現に向け、目標値を掲げています。各目標値と平成23年度までの達成状況は、次のとおりです。

#### (1) 希望する福祉施設入所者が地域生活へ移行することを目指します。

自分らしい生き方を求め、地域での生活を希望する方に対し、関係機関や事業者との連携、自立訓練などのサービスの充実など、障がいのある方が希望する暮らしを支えるために必要な地域の環境づくりの推進について、その達成状況を計るために施設入所者数を指標としています。

第1期計画策定時において、国では、平成17年10月時点の施設入所者の1割の地域移行と施設入所者数の7%減という指針を示していますが、北海道では、入所施設利用割合が全国平均の約2倍と高かったことから、第1期計画策定時点において施設に入所されていた方の2割の地域移行と、施設入所者数の14%減という目標が設定されています。

岩見沢市においても、この北海道の目標に則って、地域移行を希望する施設入所者の地域生活への移行を支援する取り組みを充実させることなどにより、施設入所者数の約14%の減少を目標として設定したものです。

H17/10		H18	H19	H20	H21	H22	H23
253 人	目標値						218 人
	実績	 230 人					213 人

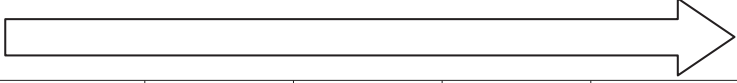
平成 24 年 1 月 1 日の時点で、岩見沢市の福祉施設入所者数は 213 人で、253 人から 40 人減少しています。

計画期間の最終年度である現時点において、地域移行が順調に進み、目標値を確実に達成していますが、新たな目標年に向け、地域移行を望む施設入所者が安心して生活できる環境づくりを、障害福祉サービス事業者や関係機関、地域住民と一体となって推し進めていく必要があります。

## (2) 就労支援体制の充実を図り、福祉施設から一般就労への移行を進めます。

障害者自立支援法では、「障がい者が地域で暮らせる社会に」、「自立と共生の社会を実現」の 2 点を基本的な目標としていますが、社会に参加し、自立した生活を営むためには、就労は重要な要素の一つであり、障がいのある人の一般就労の促進を目指した取り組みの進捗状況を計るための指標です。数値の捉え方としては、援護の実施者が岩見沢市である福祉施設（障害福祉サービス事業所）のサービス利用を通じて、一般就労した人の数です。

岩見沢市内には、障がい者の就労促進に関して先進的な取り組みを行ってきた事業者が多くあり、施設からの一般就労者数は、北海道内でも高い水準にあったことから、平成 17 年度実績の 5 人を最低ラインとして維持することを目標として設定しました。

H17		H18	H19	H20	H21	H22	H23
5 人	目標値						5 人以上
	実績	0 人	6 人	1 人	5 人	3 人	—

実績としては、平成 19 年度と平成 21 年度が目標値である 5 人以上の一般就労を達成しています。

就労移行支援や就労継続支援のサービスが定着し、多くの利用者が充実した活動を行っていますが、一般就労への移行を進めていくためには、訓練により得た能力や知識を一般社会において活かしていく環境の整備が必要であり、関係機関に対し障がいのある方への理解や、就労の機会を求めることが必要です。

### 3 サービス見込量と実績

「岩見沢市障がい福祉計画（第1期及び第2期）」は、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、地域生活支援事業の4つのサービスに分類し、必要となるサービスの量を見込んでいます。

平成20年度から平成23年度までの見込量と、実際に利用されたサービスの量は、次のとおりです。

#### (1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	時間/月	2,255	1,112	2,270	1,402	2,570	1,231	3,320	(1,842)
重度障害者等 包括支援	人	134	87	135	96	155	92	205	(128)

訪問系サービスの利用者数は、年度により差異はあるものの、今後、増え続けると予想されます。訪問系サービスは、地域で暮らす上で利用されるサービスであり、その実績は地域で暮らす方の指標となっていると考えられますが、見込量とは差異が生じています。

今後、障がい者が地域で暮らせる社会をという目標を推進するためには、これら訪問系サービスの積極的な活用を促進するとともに、日中活動系サービスはもちろん、介護保険サービスやその他の制度等も含め、その人にとって、最も効果的なサービス利用の組み合わせをコーディネートする仕組みを確立する必要があります。



また、平成23年10月から始まった、視覚に障がいのある方に特化したサービスである「同行援護」は、地域生活支援事業から独立したサービスであり、それまで市町村によって取扱いに相違があったものが、全国で画一的に利用できるサービスになりました。これについても今後、周知等積極的な活用を促進することが必要と考えます。

## (2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
生活介護	人日/月	1,520	2,003	3,574	3,225	3,968	4,125	5,456	(4,911)
	人	70	107	163	165	181	203	248	(254)
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	110	0	330	0	550	0	770	(69)
	人	5	0	15	0	25	0	35	(3)
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	176	57	440	186	440	187	528	(57)
	人	8	4	20	8	20	8	24	(3)
就労移行支援	人日/月	880	1,485	1,188	1,198	1,188	944	1,188	(1,159)
	人	40	71	54	58	54	52	54	(65)
就労継続支援 A型	人日/月	616	593	858	506	1,034	500	1,298	(476)
	人	28	30	39	23	47	23	59	(26)
就労継続支援 B型	人日/月	1,694	2,239	2,794	3,114	2,970	4,060	4,356	(4,058)
	人	77	118	127	155	135	204	198	(227)
療養介護	人	1	1	1	1	1	0	1	(0)
児童デイサービス	人日/月	132	167	132	172	132	278	132	(243)
短期入所	人日/月	68	89	68	141	68	131	68	(212)

生活介護については、着実に増加傾向にあります。このサービスは施設入所支援を利用する際に、通常、組み合わせて利用されるサービスであることから、主な増加要因は旧体系入所施設の新体系移行と考えられます。

自立訓練については、利用量が少ない状態で推移しており、この事業を実施する事業者が、現状で岩見沢市内になく、南空知圏域でもほとんどないためであると考えられます。地域で暮らすために必要な訓練を行うサービスであることから、サービスの確保と利用の促進を図る必要があります。

就労移行支援については、平成 19 年度からほぼ目標値を上回っていますが、これは、事業者の新体系移行とともに、それ以前からの利用者が、一斉に利用を開始したことによります。このサービスは本来、一般就労への移行を支援する事業であり、また、一般就労に移行できなかった場合でも、標準利用期間が定められていることから、新体系移行から一定期間が経過すれば、サービスの利用を終える利用者と、新たにサービス利用を開始する利用者の均衡が保たれると考えられます。

就労継続支援 A 型については、見込量に対し実績が大きく下回っており、低い数値で推移していることから、適切な利用者の把握や確保を推進する必要があります。

就労継続支援 B 型については、各年度見込量を上回っていることから、サービスとして十分機能していると考えられます。

療養介護については、サービス利用の対象となる要件や、利用できる事業者が限られていることから、平成 22 年度からは利用実績は 0 人となっています。

児童デイサービスの実績については、サービス事業所の定員増により見込量を上回っていますが、保護者を含む利用者のニーズに応え、十分な受け入れ態勢を整えることが必要です。

短期入所については、何らかの理由により突発的、一時的に利用されるサービスであり、適切な必要量を見込むことは困難ですが、各年度、見込量を大幅に上回っていることから、十分な見込量を設定する必要があります。また、障がいのある人と、それを支える家族等にとって短期入所は、大きな安心感に繋がるサービスであることから、より利用しやすい仕組みを確立するなど、充実を図るべき事業と考えられます。

### (3) 居住系サービス

サービス種別	単位	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
共同生活援助 共同生活介護	人	75	75	77	84	88	110	103	(121)
施設入所支援	人	64	74	111	105	148	135	218	(186)
旧体系施設入所	人	160	87	78	127	67	81	0	(45)

共同生活援助・共同生活介護は、目標値を上回る水準で推移しています。今後、地域移行を推進する上で、住居の確保は重要な課題であり、サービス事業者の確保が急務となります。

施設入所支援と旧体系施設入所をあわせた施設入所者数は、平成24年1月1日時点で支給決定者数が231人と、見込量を上回っていることから、施設入所支援を必要とする方々を適切に把握するとともに、地域移行を希望する、より障がい程度の重い人に対する実効ある取り組みが求められます。

#### (4) 地域生活支援事業

サービス種別	単位	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
相談支援事業所	実施個所	-	1	2	2	2	2	2	(2)
	人/月	30	0	49	0	54	0	60	(0)
コミュニケーション支援事業	人/年度	10	14	10	12	10	11	10	(11)
移動支援事業	時間/月	354	278	525	277	558	389	590	(315)
	人	33	44	49	40	52	50	55	(50)
日常生活用具給付事業	件/年度	2,886	2,650	3,066	2,619	3,318	2,669	3,570	(2,663)
地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1	1	(1)
日中一時支援事業	人/月	48	65	28	64	28	56	28	(38)

相談支援事業の見込量は、障がいの程度が重く、自らサービスの利用に関する調整が困難な方を対象として設定しましたが、市窓口の相談支援員が継続的に対応し、サービス調整を行ってきたことから、サービス利用計画の作成実績はありません。

コミュニケーション支援事業は、手話通訳派遣事業の対象者数を見込量として設定しており、見込量に近い水準で推移しています。

日常生活用具給付事業の件数が増えている理由として、排泄管理支援用具の利用者が増えていることが挙げられます。

移動支援事業については、実績が見込みを下回っていますが、年々少しずつ利用者は増加しています。これは障がいのある方の外出の機会が増えたと捉えることができ、今後も一定のサービス提供体制を確保していく必要があります。

地域活動支援センターについては、平成 20 年度以降 1 か所となっており、安定した活動を実施しています。

日中一時支援事業については、見込量を上回る水準で推移しています。自立支援給付によるサービスでは補うことができない方々にとって、一定のニーズがあると考えられます。

## 第4章 平成26年度の基本目標と見込量

### 1 基本目標設定の考え方

障がいのある人もない人もともに支えあい、安心して自分らしい生活を送ることができる地域づくりを進める上で、施設に入所している方の地域生活への移行や、福祉施設から一般就労への移行を支援していくことは、岩見沢市の重点課題です。国や北海道においても、この計画の基本指針として「地域生活への移行」や「就労支援の強化」を示しています。これは第1期、第2期の障がい福祉計画から掲げられている目標であり、第3期障がい福祉計画においても、これを基本目標とし、目標年である平成26年度に向けた計画を策定します。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日時点の施設入所者数は、253人となっています。

平成26年度末の入所者数については、北海道の目標に則って、平成17年10月1日時点の施設入所者数から18%の減少を目標として208人と見込み、削減見込の目標値は、45人としました。

地域生活移行者数については、北海道の目標に則って、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを目標として、目標値を75人としました。

項目	数値	考え方
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	253人	平成17年10月1日の施設入所者
目標年度の入所者数(B)	208人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込(A)-(B)	45人	平成17年10月1日の施設入所者数から18%以上減少すること
【目標値】 地域生活移行者数	75人	平成17年10月1日の施設入所者数のうち、平成26年度末において3割以上が地域移行すること

## (2) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行については、平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数が 5 人であり、また、今般の経済状況や就労状況を鑑みて、同数の 5 人と設定しました。

項目	数値	考え方
平成 17 年度の一般就労移行者数	5 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 一般就労移行者数	5 人	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

## 2 障害福祉サービスの見込量

障がいのある人が、いつまでも地域で安心して生活できるようにするため、引き続き障害福祉サービスの確保を図ります。また、アンケートなどで利用希望が多いサービスについては、事業所の参入等の促進を図ります。

### (1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 重度訪問介護	時間/月	2,525	3,000	3,475
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	180	215	250

#### 【見込量確保のための方策】

訪問系サービスは地域生活を推進する上で必要不可欠なサービスであるとともに、今後需要の増加が見込まれることから、その人の生活環境やライフスタイルに応じたサービスが利用できるよう、質の向上を推進するとともに、障がいの程度や種別に応じて、適切なサービスが利用できるよう努めることとします。

特に、今後予想される、より障がいの程度が重い人や、精神障がいのある人の需要の増加への対応に留意しつつ、引き続きサービスの充実と確保に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	人日/月	7,400	8,400	9,400
	人	370	420	470
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	110	110	110
	人	5	5	5
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	110	110	110
	人	5	5	5
就労移行支援	人日/月	1,540	1,650	1,760
	人	70	75	80
就労継続支援A型	人日/月	770	770	770
	人	35	35	35
就労継続支援B型	人日/月	5,500	6,050	6,600
	人	250	275	300
療養介護	人	15	15	15
短期入所	人日/月	350	350	350
	人	50	50	50

### 【見込量確保のための方策】

日中活動系サービスは、自立や日常生活のための訓練を提供するサービスです。生活介護については、地域からの通所のほか、施設入所支援と組み合わせて利用されることが多いサービスであることから、必要量の確保に努めることとします。

就労移行支援、就労継続支援などの訓練等給付については、相談支援事業を通じ、その人に最も相応しいサービスの利用を進めるとともに、ニーズの把握と必要量の確保に努めます。

また、平成24年4月から、児童デイサービスは「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等に再編され、支援の強化が図られることとなります。

障がい児に関するサービスの見込量等については、利用者等のニーズを把握し、必要に応じサービス提供体制を整備していくことに努めます。

### (3) 居住系サービス

サービス種別	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 共同生活介護	人/月	145	165	185
施設入所支援	人/月	231	226	208

#### 【見込量確保のための方策】

障がいのある人の地域生活を推進するうえで、居住の場の確保は重要な課題であり、居住の場の選択肢の一つとして、安全で安心して暮らすことができる「共同生活援助」、「共同生活介護」の果たす役割は、ますます大きくなっています。国の補助制度などの活用を促進し、「共同生活援助」、「共同生活介護」の事業所の確保に努めるとともに、地域生活が困難な方に対しては、引き続き施設入所支援などのサービスを提供することに努めます。

### (4) 計画相談支援

サービス種別	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	人/月	17	96	121

#### 【見込量確保のための方策】

平成24年度から「整備法」の施行に伴い、サービス利用計画の作成対象者が拡大されます。障害福祉サービスの利用者に対して、個別に適切な支援計画の作成と継続的なモニタリングを実施することで、自立した地域生活の実現に向けた支援を強化するとともに、計画相談支援事業者の確保・育成に努めます。

### (5) 地域移行支援

サービス種別	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域移行支援	人/月	20	20	20



### 【見込量確保のための方策】

障害者支援施設等に入所している障がい者、または精神科病院に入院している精神に障がいのある人が地域生活へ移行する際に、入所施設や精神科病院への訪問による相談や、地域移行後の日中活動において必要な障害福祉サービスの事業所等への同行、グループホームやケアホームなど、住居を確保するための支援体制の整備を図るため、地域移行支援を実施する相談支援事業者の確保・育成に努めます。

### (6) 地域定着支援

サービス種別	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域定着支援	人/月	40	40	40

### 【見込量確保のための方策】

障害者支援施設や精神科病院から退所・退院した方が安全で安心した地域生活を過ごすことができるように、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等が発生した場合に備え、緊急訪問・緊急対応等、24時間体制の支援が行えるよう、地域定着支援を実施する相談支援事業者の確保・育成に努めます。

## 3 地域生活支援事業の見込量

障がいのある人の地域生活を総合的に支える相談支援事業をはじめ、地域生活支援事業は、自立支援給付で補いきれない地域の実情に応じたサービスであり、今後も、需要が高まっていくことが予想され、そのあり方について、ニーズの変化などに柔軟に対応していくことが求められているため、地域の実情とニーズの把握に努め、必要とされるサービスの確保に努めます。

## (1) 相談支援事業

サービス種別	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援事業	箇所数	5	5	5
地域自立支援協議会	有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	有無	有	有	有

### 【見込量確保のための方策】

#### 『相談支援事業』

障がいのある人やその保護者または介護を行う人からの相談に応じ、障がいのある人の自立した地域生活を支援するための助言や情報提供、また、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整を行うとともに、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を引き続き行います。

#### 『地域自立支援協議会』

地域自立支援協議会（岩見沢市障がい者福祉施策推進懇話会）を活用しながら、地域の関係機関によるネットワークの構築に努めます。

#### 『市町村相談支援機能強化事業』

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し相談支援機能の強化を図ります。

#### 『成年後見制度利用支援事業』

障害福祉サービスを利用するにあたって、成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神の障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより権利擁護を図ります。

## (2) コミュニケーション支援事業

サービス種別	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
コミュニケーション支援事業	設置人数	1	1	1
	実利用者数	12	13	14

### 【見込量確保のための方策】

手話通訳を必要とする聴覚障がいのある人に、手話通訳者を派遣することで意思疎通の円滑化等が図られるため、通訳者の人材育成を行うとともに、市役所本庁舎に引き続き手話通訳者を設置し、各種相談の受付や各種手続きの支援を行います。

## (3) 日常生活用具給付事業

サービス種別	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	件	10	11	12
自立生活支援用具	件	25	26	27
在宅療養支援用具	件	8	9	10
情報・意思疎通支援用具	件	37	42	47
排泄管理支援用具	件	2,645	2,672	2,699
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件	4	4	5

### 【見込量確保のための方策】

地域で生活する障がいのある人等の利便性の向上を図ります。また、生活実態に応じた品目の選定に努めていきます。

## (4) 移動支援事業

サービス種別	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	実利用者数	45	50	55
	延べ利用時間数	4,000	4,500	5,000

### 【見込量確保のための方策】

障がいのある人の社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など、地域において充実した暮らしが出来るよう、サービス提供事業所の安定的な確保と、良質な人材を確保するとともに、障害福祉サービスに合わせた報酬体系の見直し等を検討します。

### (5) 地域活動支援センター

サービス種別	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター	箇所	1	1	1
	実利用者数	10	10	10

### 【見込量確保のための方策】

地域活動支援センターの機能の充実に努めます。

### (6) 日中一時支援事業

サービス種別	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	箇所	10	12	12
	実利用者数	35	40	45

### 【見込量確保のための方策】

障害福祉サービス事業所等と連携し、日中一時支援事業利用者のニーズに応じた柔軟な事業の展開に努めます。

## 岩見沢市の目指す方向 (イメージ図)

### ①希望する福祉施設入所者が地域生活へ移行することを目指す。

⇒道の策定指針に基づき、平成26年度末における施設入所者について、平成17年10月実績より18%の減少を目標とする。

(岩見沢市の入所者数は253人から平成26年度には208人)

### ②就労支援体制の充実を図り、福祉施設から一般就労への移行を進める。

⇒通所施設等から一般就労に移行する障がい者の数について目標を定める。(各年度5人)

- 必要な訪問系サービスを障がいの区別なく充実
- 希望する障がい者に対する日中活動系サービスを充実
- 居住の場の確保に努め、入所施設から地域生活への移行を推進
- 福祉施設から一般就労への移行を推進

障がい者の自己決定  
と自己選択の尊重

総合的なサービス  
提供体制の推進

新しいサービスの  
提供体制の整備

相  
談  
支  
援  
体  
制  
の  
充  
実

地域の中で自立し、生きがいを持ちながら、安心して  
その人らしい生活を送ることができる「共生社会」の実現

資 料 編

## 岩見沢市障がい福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条に基づき、岩見沢市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する計画(以下「計画」という。)の策定を目的として、岩見沢市障がい福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討を行い、障がい者の自立のための福祉施策を効率的かつ効果的に進めるため必要となる事項等についての協議を行い計画案を策定する。

### (組織)

第3条 策定委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体の代表
- (2) 有識者
- (3) 各種関係団体の代表
- (4) 公募により選任された市民

3 委員の任期は、計画の策定完了時までとする。

4 委員に欠員が生じた場合は、その都度委員長と協議するものとする。

### (運営)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

6 策定委員会は必要に応じ、各分野の有識者等から意見等を求めることができる。

### (庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、健康福祉部福祉課が行う。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

## 岩見沢市障がい福祉計画策定委員名簿

(順不同、敬称略)

No.	区 分	氏 名	所 属 団 体
1	障がい者団体の代表	三宅 睦男	岩見沢市身体障がい者福祉協会
2		山本 克光	岩見沢視力障害者福祉協会
3		齊藤 琴美	岩見沢ろうあ協会
4		砂川 邦男	岩見沢市手をつなぐ育成会
5		多田 明好	ポプラの会
6	有 識 者	齋藤 硯三	元岩見沢市教育研究所 所長
7		湯浅日出男	岩見沢地方精神障害者家族連合会
8		堀 利幸	岩見沢市障がい者福祉施策推進懇話会
9		橘 正樹	特定非営利活動法人ふらっと
10	関係団体の代表	梅田 絹子	岩見沢市社会福祉協議会
11		竹内 文英	岩見沢市医師会
12		北市 宗三	岩見沢商工会議所
13		森口 悦子	健康と福祉を高める市民会議
14		内海 泰子	岩見沢市ボランティアセンター
15	一般公募	池田瑠美子	
16		佐藤 文靖	



## 策 定 経 過

年 月 日	内 容
平成 23 年 9 月 1 日	市広報 9 月号で公募委員を募集
平成 23 年 11 月 30 日	策定委員委嘱、第 1 回策定委員会
平成 23 年 12 月 14 日	第 2 回策定委員会
平成 24 年 2 月 1 日	第 3 回策定委員会
平成 24 年 2 月 29 日	第 4 回策定委員会
平成 24 年 3 月 21 日	第 5 回策定委員会

岩見沢市障がい福祉計画

第3期計画

平成24年3月

編集・発行

岩見沢市健康福祉部福祉課

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

TEL0126-23-4111

